

第6回 大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会 会議要旨

1 日 時 : 平成21年3月26日(木) 午後3時30分～4時50分

2 場 所 : 市役所 地下1階 第9共通会議室

3 出席者 : (委 員) 阪井委員長、細見副委員長、小野委員、松下委員  
(大阪市)〈市民局〉

京極市民局長、森田市民局理事、山本市民部長、宮花人権室長  
〈教育委員会事務局〉

岡田総務部長

(事務局) 林市民局総務担当課長

4 議 題 : 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について

5 議事要旨

(1) 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について市民局長が報告を行った。

- ・委託事業については、49事業中、37事業の見直しが完了し、残り12事業である。
- ・工場アパートについては、不正入居や滞納者の解決を図り、併せて老朽施設については廃止・統合し集約化を進める。浅香資源再生共同作業場については廃止に向けて取り組む。
- ・理学療法士・作業療法士派遣事業については、22年度以降は、障害者自立支援法に基づく事業への従事や障害者施設等でのリハビリ訓練の充実に向けた技術支援、相談助言等を実施する事業へ転換する。
- ・補助金・分担金については、30事業中、27事業の見直しが完了し、残り3事業である。
- ・貸付金については、6事業中、2事業の見直しが完了し、残り4事業である。
- ・高校・大学奨学金の処理方策については、処理の方向性を確定するという段階には至ってはならず、引き続き法的な観点や、公平性、市民の理解を得られる方向性等、詳細に検討して来年度中には方針を確定させる。
- ・政策的課題の解消については、人権文化センター、もと青少年会館、もと地域老人福祉センターについて、それぞれの施設の交流機能を一つに統合し、22年度に(仮称)市民交流センターを開設することとしており、議会では概ね賛同をいただいたものと考えている。
- ・「有償化や契約方法の整理を図るなど引き続き活用を図っていくもの」92件については、措置済みが75件、方向性が明確になっているものが2件、残るものは15件である。
- ・「明け渡しや原状回復等を求めるもの」46件については、措置済みのもの、明渡しが確

定したものを含め37件、訴訟中など方向性が明確なものが8件であり、残るものは1件である。

- ・「特別な優遇措置等」については、1事項残っていた「もと浪速第1温泉施設の活用」は、今回、見直し済みとした。
- ・地対財特法期限後の見直し事業等にかかる予算については、21年度予算案では、28億7千9百万円で、18年度の79億5千万円と比べ、63.8%の減。20年度予算と比べ、4億7千1百万円の減。

## (2) 質 疑

委員：工場アパートの現状について

市：使用実態調査を実施するとともに、賃料の滞納状況についても検証と確認の作業を行い悪質な滞納者について訴訟提起し係争中である。施設のあり方については、適正かつ効率的な活用を図る観点から集約化を図っていく。

委員：資源再生共同作業場の現状について

市：矢田の作業場については、21年度末で供用廃止することとしており、浅香の作業場については、不法占拠を是正したうえで廃止に取り組むこととしている。

委員：理学療法士・作業療法士派遣の現状について

市：現在、障害者会館に理学療法士・作業療法士を派遣して、身体機能維持や改善を図るためのリハビリ訓練を行っている。22年度以降は、障害者支援計画に基づき、専門性やこれまでの経験を生かして地域で障害者に支援できる事業に転換していきたい。

委員：奨学金については、今回の資料で経過等がよくわかった。課題や方向性などを市が示して、市民の意見を聞いてやっていくというのが大切だと思う。

委員：21年度が見直しの最終年度だが、22年度以降に新たな問題が発生するとか、引きずっていくとかいうことはないのか。また、22年度以降の体制等はどうなるのか。

市：21年度の最終のところでは、もう一度最初の全項目について、どういう方向でどういう整理をしたか明らかにしていきたい。22年度以降は、21年度にお示しした事柄についての進捗について各局が情報公開していくことによって明らかにしていきたい。

委員：市営住宅付帯駐車場管理の整理・統合の現状について

市：大阪市の方針に基づき、住宅供給公社に21年度に整理・統合することになっているが、具体の時期はまだ明らかになっていない。

委員：共同浴場の現状について

市：建物や用地に国・府の補助金が入っており、有償にあたっては、国・府の処分承認を受ける必要があることから協議を進めている。

委員：人権協会職員の雇用問題の現状について

市：これまで、暫定的な事業など期間を限って配慮してきている。今後については、社会全体が大変厳しい雇用環境にある中で、十分な検討が必要である。

委員：18年度からの見直し作業のなかで得られた教訓を行政として次の人たちにもしっかりと引き継いでいただきたい。

委員長：来年度はこの委員会の最終年度であるので、この見直し全体の総括を行いたい。来年度で見直しが完了するよう、残る課題について精力的に取り組んでいただきたい。

## 6 会議資料

- (1) 資料1 地対財特法期限後の事業等の見直し進捗状況について 平成21年3月
- (2) 資料2 地対財特法期限後の事業等の見直し状況について 平成21年3月
- (3) 資料3 地対財特法期限後の事業等の見直しについて（平成21年度予算案）
- (4) 資料4 高校・大学奨学金制度の経過について

## 7 問い合わせ先

大阪市市民局総務担当

電話：06-6208-7315

FAX：06-6202-7073

e-mail：ca0001@city.osaka.lg.jp